

## 南アルプス市社会福祉協議会居宅介護事業所運営規程

### (事業の目的)

第1条 南アルプス市社会福祉協議会が設置する南アルプス市社会福祉協議会居宅介護事業所（以下「事業所」という。）が行う障害者総合支援法（以下「法」という。）に基づく指定居宅介護事業、指定重度訪問介護事業、指定同行援護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の従事者が、支給決定を受けた障害者又は障害児（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 この事業所が実施する事業は、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びにその他生活全般にわたる援助、また外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに移動の援護その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、南アルプス市（以下「市」という。）や他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

4 事業の実施にあたっては、前3項の他、関係法令等を遵守する。

### (事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 南アルプス市社会福祉協議会居宅介護事業所
- 2 所在地 山梨県南アルプス市鏡中條1642-2

### (従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（常勤職員）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

2 サービス提供責任者 2名以上（常勤職員）

サービス提供責任者は、障害福祉サービスの利用申込みに係る調整、事業所の従業者等に対する技術指導を行うほか、居宅介護計画、重度訪問介護計画、同行援護計画を作成し、利用者及びその家族にその内容を説明する。

3 従業者 常勤換算2.5名以上（サービス提供責任者を含む）

従業者は、居宅介護計画、重度訪問介護計画、同行援護計画に基づき障害福祉サービスの提供にあたる。

4 事務職員 1名（常勤職員 1名）

事務職員は、事業所運営に必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

1 営業日 月曜日～金曜日

ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日の年末年始は除く。

2 営業時間 8時30分～17時15分

3 電話等により、24時間連絡が可能な体制とする。

4 サービスの提供は、365日、24時間行う。

（事業の対象者）

第6条 事業所は、主たる対象者を以下のとおりとする。

身体障害者・精神障害者・知的障害者

障害児（18歳未満の身体障害児及び知的障害児）

（事業の内容）

第7条 この事業所が提供する事業の内容は次のとおりとする。

1 居宅介護計画、重度訪問介護計画、同行援護計画

2 身体介護

3 家事援助

4 通院等介助、外出時における移動介護

5 生活等に関する相談及び助言

6 重度訪問介護

7 同行援護

（利用者から受領する費用の額）

第8条 事業所は、指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護（以下「指定居宅介護等」という）を提供した際は、支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者（以下、「支給決定障害者等」という。）から、市が定める負担上限月額範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 事業所は、法定代理受領を行わない指定居宅介護等を提供した際は、支給決定障害者等から前項に掲げる利用者負担額のほか、厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。
- 3 事業所は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護等を行う場合は、それに要した交通費の額の支払いを利用者から受けることが出来る。当該交通費は、公共交通機関を使用した場合は実費を、また、自動車を利用した場合は、実施地域を超えた地点から片道1km当り50円の支払いを受けるものとする。
- 4 正当な理由がなく指定居宅介護等のサービスをキャンセルした場合は、キャンセルした時期に応じてキャンセル料を徴収する。
- 5 事業所は、第3項及び第4項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に関わる領収書を利用者に対し交付するものとする。
- 6 事業所は、第3項及び第4項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、南アルプス市全域とする。

(緊急時における対応)

第10条 事業所の従業者は、指定居宅介護等の提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずる。

(苦情解決)

- 第11条 提供した指定居宅介護等に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 事業所は、提供した指定居宅介護等に関し、法の定めるところにより、市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市から助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
  - 3 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- ①虐待防止に関する責任者の選定
- ②成年後見制度の利用の支援
- ③苦情解決体制の整備
- ④従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- ⑤虐待防止検討委員会の設置

(その他運営に関する重要事項)

第13条 事業所は、従業者の資質向上のため研修（前条に規定する障害者等の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。）の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
  - ② 継続研修 年2回以上
- 2 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は南アルプス市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規定は、平成30年8月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規定は、令和4年8月1日から施行する。